

指定管理者制度に関する基本方針

日進市

令和5年4月改定

目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	指定管理者制度とは・・・・・・・・	2
	（1）制度の概要	
	（2）制度の目的	
	（3）公の施設	
	（4）管理委託制度との比較	
3	指定管理者制度導入にあたっての考え方・・・・・・・・	4
	（1）指定管理者による管理か直営かの判断基準	
	（2）公募か非公募かの判断基準	
	（3）効率的な管理運営	
	（4）業務の範囲	
	（5）指定管理料	
	（6）利用料金制	
	（7）指定の期間	
	（8）指定管理者審査委員会	
	（9）審査項目	
	（10）個人情報保護	
	（11）情報の公開	
4	指定管理者制度導入までの手続・・・・・・・・	11
	（1）施設の設置及び管理に関する条例の制定・一部改正	
	（2）指定期間の更新におけるPFI等の導入	
	（3）公募の手続	
	（4）指定管理者審査委員会による審査	
	（5）議会の議決	
	（6）協定書の締結	
5	指定管理者に対するモニタリング・・・・・・・・	14
	（1）管理運営状況等の把握	
	（2）指定管理業務の評価・公表	
	（3）指定の取消し、業務の全部又は一部の停止	
6	指定管理者制度に係る基本的なスケジュール・・・・・・・・	15
	（1）指定管理者制度の導入	
	（2）指定管理者の事業評価	

1 はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理において民間活力の導入を主たる目的として、地方自治法の一部を改正する法律（平成１５年法律第８１号）の施行により創設されました。

本市では、平成１７年に指定管理者制度の導入方針として「公の施設の管理・運営方針」を定めるとともに、「日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成１７年日進市条例第１８号。以下「手続等条例」という。）及び「日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」（平成１７年日進市規則第４３号。以下「手続等規則」という。）を制定し、指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定め、平成１８年４月から管理委託制度を採用していた施設等を指定管理者制度に移行しました。

以来、市内の公の施設に指定管理者制度の導入を進めていますが、平成２２年１２月に国から指定管理者制度の運用について、幅広く地方公共団体の実情に応じて運用するよう通知されたことなどから、平成２４年３月に「公の施設の管理・運営方針」を「指定管理者制度に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）として内容を改め、その後、平成２８年３月に更なる改定をしています。

近年、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック、国際紛争などによる物価上昇などの社会変化に対して、公共と民間が連携し、社会の課題に対処していく姿勢が求められています。さらに、ジブリパークの開園を契機とした観光施策の展開などにより、本市における交流人口の増加が見込まれており、公の施設における民間事業者のノウハウなどを活かした管理運営のほか、老朽化が進む施設の機能再編や新たな管理運営手法の検討など、時代の変化に即した対応が求められています。

今回の基本方針の改定は、これら行政を取り巻く環境と指定管理者制度の意義を踏まえ、制度導入の可能性や手続などを一部改め、全庁的な共通理解と円滑な推進を図るものです。

今後におきましても、継続的に制度運用を検証し、適時内容の見直しを行っていきます。

2 指定管理者制度とは

(1) 制度の概要

指定管理者制度は、普通地方公共団体が指定する法人その他の団体（以下「法人等」という。）に、公の施設の管理を行わせる制度です。

制度の運用については、平成22年の国通知において、最も適切なサービス提供者を指定する制度趣旨から、単なる価格競争による入札とは異なることや、サービス提供者を民間事業者等から幅広く求めること、指定管理者の労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に留意することなどの留意事項が助言されています。

(2) 制度の目的

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため設けられたものです。

指定管理者制度を導入することにより、民間事業者等の運営ノウハウなどを施設運営に生かすことができ、サービス満足度の向上、利用者数の増加、経費の縮減が見込まれ、施設の運営費用の軽減や費用対効果の向上等、トータルコストの軽減が期待できるという側面があります。

(3) 公の施設

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設をいい、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされています。

(4) 管理委託制度との比較

	管理委託制度 (現在は廃止)	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、 政令で定める出資法人 (1/2以上出資等)に 限定。	法人等 ※法人格は必ずしも必 要ではない。ただし、 個人は不可。
法的性格	「公法上の契約関係」 条例を根拠として締結 される契約に基づく具 体的な管理の事務又は 業務の執行の委託。	「管理代行」 指定(行政処分的一种) により公の施設の管理 権限の指定を受けた者 に委任する。
公の施設の 管理権限	設置者たる地方公共団 体が有する。	指定管理者が有する。 ※「管理の基準」、「業 務の範囲」は条例で定 める。
施設の 使用許可	受託者はできない。	「業務の範囲」として 条例に規定することによ り、指定管理者が行 うことができる。
基本的な利用 条件の設定	受託者はできない。	「管理の基準」として 条例に規定することを 要し、指定管理者はで きない。
使用料の強制徴 収、行政財産の 目的外使用許 可、不服申立てに 対する決定	受託者はできない。	指定管理者は できない。
公の施設の設置者 としての責任	地方公共団体が有する。	
利用料金制	採ることができる。	

3 指定管理者制度導入にあたっての考え方

指定管理者制度の導入については、基本方針の改定に伴い、すべての公の施設を対象に改めて検証を行います。

第3次日進市経営改革プランにおける公民連携の推進に基づき、図書館や福祉会館、公園等、指定管理制度を導入していない公の施設については、民間資源やノウハウの有効活用を図ることで、住民サービスの質の向上を図ることが可能か検討を進めます。

また、すでに指定管理者制度を導入している施設については、現状の内容が施設の設置目的に照らして効果的・効率的に運営され、住民サービスの質の向上に寄与しているか検証します。

検証等の結果、施設の管理運営にかかるトータルコストの軽減等を踏まえ、より効果の高い手法の導入や内容の見直しを行うものとします。

また、所期の目的を達していない施設、公の施設としての機能が実質的に失われている施設又は市が管理する必要性が薄れている施設等（施設内の一部機能を含む。）は廃止や民間譲渡を含めた柔軟な対応を図ります。

なお、公の施設において、介護保険制度や障害者自立支援法等の事業で、その運営費用等を国給付等により直接賄う事業については、地域の民間事業者と競合する事業であることから、指定管理者が自主的な事業選択ができるよう、原則、自主事業として実施するものとします。ただし、市内や周辺自治体においてサービス提供する事業者等がなく、行政が直接サービス提供しなければならない特別な理由がある場合は除くものとします。

（1）指定管理者による管理か直営かの判断基準

本市において、指定管理者による管理か直営かの判断基準は、原則として次のとおりとします。

指定管理者が管理することが望ましい施設	ア 法人等が管理することにより、利用者ニーズにあった開館日、開館時間の拡大等サービスの向上や民間のノウハウの活用が期待できる施設 イ 法人等が管理することにより、施設の管理運営にかかるトータルコストの軽減等が見込まれる施設 ウ 同様・類似サービスを提供する民間事業者が存在する施設 エ 使用料・利用料等により運営を行う収益的施設
---------------------	---

直営で管理しなければならない施設又は直営での管理が望ましい施設	ア 法令により管理が地方公共団体に限定されている施設 イ 特に重要なサービスを提供する施設で、市が責任を持って直接サービスを提供する必要がある施設 ウ 高度な中立性や厳格な個人情報管理を求められる施設 エ 直営の方が安価であることを客観的に証明できる施設 オ 職員の従事する割合が低く、主に業務委託で対応できる施設
---------------------------------	--

なお、これはあくまでも基本的な考え方を例示したものであり、具体的には個々の施設ごとに詳細に検討する必要があります。

(2) 公募か非公募かの判断基準

法人等を選定するため、指定管理者の募集は原則公募するものとします。

ただし、施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると市長等が認めるときは公募によらないことができます。

また、公募によらない場合は、その具体的な理由を公表するものとします。

公募によらない選定理由（手続等規則第2条第1項）

- ア 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- イ 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- ウ 現に管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

(3) 効率的な管理運営

類似施設及び立地場所が隣接する施設等については、一括で指定管理者を募集することによって効率的な管理運営が可能となるため、新たに指定管理者制度を導入又は更新する場合に、施設の管理運営にかかるトータルコストの軽減等を踏まえ、最も効率的な管理運営ができるよう適切な仕様や適用範囲等の検証を行うものとします。

検証にあたっては、公民連携の推進を図るため、設置目的やサービス提供機能等を考慮し、P F I 等の適用を踏まえ、住民サービスの向上により効果的な方法について検証するものとします。

また、指定管理施設の利用率や稼働率が低い場合等においては、設置目的等を優先した上で、空き時間の目的外使用を認めるなど、最大限施設の有効活用を図ります。

さらに、指定管理制度を導入した公の施設又は施設の機能について、次の事項に該当する場合は、管理方法等の見直しを行うものとします。

- ア 設置目的やサービス提供機能が類似する民間施設等が複数存在する場合
- イ 提供する住民サービスが行政による先導的役割を終えている場合
- ウ 制度の改正や指定管理者等の対応力の向上等により譲渡可能な場合
- エ 設置から一定年数を経過し、かつ施設利用率の低い場合

(4) 業務の範囲

指定管理者の行う業務の範囲は、原則として次のとおりとします。

指定管理者の行う業務の範囲（施設の設置及び管理に関する条例）

- ア 施設の日常的な管理運営に関する業務
- イ 施設の小規模修繕、設備の小規模修繕、設備の保守管理等施設を適正に維持するための業務
- ウ 施設の使用許可に関する業務
- エ 自主事業の企画及び実施に関する業務

(5) 指定管理料

指定管理業務が適正に執行されているならば、指定管理料に余剰が生じても、それは経営努力として評価することができます。

指定管理料は修繕費や減免利用者分の利用料金を除き、原則として精算を行わないことから、業務の実施に必要な経費に過不足が生じることがないよう、人件費等の直接経費だけではなく、本社経費等の間接経費についても施設の規模や特性に応じて、積算を行います。

ただし、新設の施設においては、初年度の光熱水費等の維持管理経費や施設利用者等についての予測が困難なため、初年度は、全ての項目を精算の対象にするとともに、次年度の協定に必要な修正を加えるものとします。

また、指定管理者と協議し、精算について個別に基本協定書で定めることは差し支えありません。

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害の発生、法令等の変更その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、指定管理者との協議により、これを変更できるものとし、その旨を基本協定書に明記します。

また、事業の縮小や業務の不履行等があった場合や、指定取消し等をした場合は、市は必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還させるものとします。

(6) 利用料金制

指定管理者による自主的な経営努力の実現、市会計事務の負担軽減を図るため、施設の使用料等を指定管理者の収入とする利用料金制を積極的に活用することとします。

利用料金収入の増加や経費の節減等など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金は原則として精算による返還を求めず、逆に、利用料金収入などが減少した場合でも指定管理料による補填は行わないため、利用料金制を導入する際には、指定管理者に過大な利益や大幅な損失が生じることがないように、利用料金収入の見込みを厳密に行います。

ただし、特に収益性が高いと想定される施設については、予め双方の協議に基づき協定に定めることで、一定の額を市に納入させることができます。

また、特別な事情（例えば災害等の発生、著しい経済状況の変化、法令等の変更などの指定管理者によらない外的要因）が生じた場合は、指定管理者と協議し、利用料金の額の変更など必要な対応を行うことも可能です。

(7) 指定の期間

民間事業者等の有するノウハウを活用し、一定の成果を得ていくためには、指定管理者による計画的な管理運営を実現し、最大限に能力を発揮できるようにサービスの継続性や安定性の確保が求められます。

また、指定管理者の指定期間については、施設の性質等を考慮した適切な期間の設定が必要となります。

そのため、以下のとおり施設の性質等に応じた指定管理者の指定期間を設定します。

施設区分	指定期間
新規導入施設	原則 3 年
貸館業務に加え、市民サービスの提供を主に行う施設	原則 5 年
公共事業(※)の提供を主に行う施設	原則 10 年

※公共事業のうち、その運営費用等を国給付等により直接賄う事業は除く。

また、次のとおり合理的な理由がある場合は、必要に応じて指定期間を変更することができるものとします。

- ア 民営化、廃止を予定する施設や大規模な改修を予定する施設、他施設と一体的な管理を予定する施設
- イ 地域や市民団体等との関係の維持・構築の重要性が極めて高く、職員育成等の組織的な専門性の蓄積に長期間が必要となる施設
- ウ 一定の収益を見込む施設で中長期的な経営が必要な施設

(8) 指定管理者審査委員会

施設の設置目的等に応じて定める審査項目に基づき審査を行い、施設の管理を行わせるのに最も適当と認める団体を優先交渉権者として選定するために、指定管理者審査委員会を設置します。指定管理者審査委員会の委員には外部有識者や公募市民を加えることで、選定の公平性を確保します。

また、指定管理者審査委員会の会議は、具体的な団体の技術情報や信用情報が審議の内容に含まれること、審査委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれないようにすることから非公開とする場合がありますが、審査結果は速やかに公表し、全ての申請団体に通知するなど、透明性の確保を図ることとします。

ただし、指定管理者審査委員会で選定された団体は候補者としての優先交渉権者であり、市との協議が整った後に、指定管理者の候補者となります。指定管理者の候補者は、議会の議決を経て正式に指定管理者として指定されることとなります。

(9) 審査項目

指定管理者の選定方法等については、手続等条例第4条第1項において以下のとおり選定の基準が規定されています。

- ア 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

オ その他市長等が必要と認める事項

選定の基準となる審査項目については、指定管理制度が単なる価格競争でないことを踏まえ、利用者の利便性、申請団体の組織の安定性、施設の管理体制、危機管理の対応策、企業倫理の取組等が重要な基準になるとともに、新たな市民サービスの提案も重要な視点となります。

また、現指定管理者が次期選定に応募する場合は、他の事業者の参入意欲を減退させ、競争性を阻害することがないように管理運営の実績評価を反映するなど、公平性のある選定評価に十分に留意します。

審査項目の設定については、各施設所管課が作成し、指定管理者審査委員会で決定します。また、審査項目の配点については、貸館業務に加え、市民サービスの提供を主に行う施設については、価格や施設の管理体制、新たな市民サービスの提案を重視した配点を行い、公共事業の提供を主に行う施設については、利用者の利便性や危機管理の対応策を重視した配点を行うなど、施設の性質等に考慮した配点を行うものとします。

(10) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律において、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合についても当該指定管理者に対し、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことが規定されています。

この規定に基づき、指定管理者が講じる措置について、基本協定書に規定します。

なお、指定管理者が管理する施設の業務に従事している者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を漏らした場合には、個人情報の保護に関する法律に規定されている罰則が適用されます。(令和5年4月1日から)

(11) 情報の公開

日進市情報公開条例において、指定管理者は公の施設の管理を行うにあたって保有する情報の公開に努めるものとすることや、指定管理者が管理する施設に関する文書等の情報であって、施設所管課が保有していないも

のについても閲覧や写しの交付等の申出があったときは、指定管理者に対し、当該情報を提出するよう求めるものと規定しています。

この規定に基づき、指定管理者が情報公開に関する必要な措置を講じる必要がありますので、基本協定書に規定します。

また、指定管理者の公募等に関する文書について開示請求があった場合には、選定された団体（候補者）の提案書等について公開することを原則としますが、公募に対して提出された内容に、事業者のノウハウが含まれているものもあるため、事業者の競争力の保持及び積極的参入の確保という観点から、適切な保護が必要な場合があります。

このため、指定管理者の公募等に関する文書については、開示請求があった段階で、候補者に対して日進市情報公開条例に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与等を行い、独自に保有するノウハウに該当するため非公開とすることを希望する開示範囲については非公開とすることができます。

4 指定管理者制度導入までの手続

(1) 施設の設置及び管理に関する条例の制定・一部改正

指定管理者制度の導入にあたって、次の事項について当該施設の設置及び管理に関する条例で定めます。

施設の設置及び管理に関する条例の制定・一部改正の内容（地方自治法第244条の2第4項関係）

ア 指定の手続

申請の方法や選定の基準等指定に関して必要な事項を定めます。

イ 管理の基準

休館日、開館時間、使用制限の要件等のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱い等、当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠な業務運営の基本的事項を定めます。

ウ 業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を定めます。

必要に応じて施設利用の許可まで含めるのかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や利用の態様等に応じて定めます。

アの「指定の手続」に関しては、市の共通手続として、手続等条例において規定します。

イの「管理の基準」とウの「業務の範囲」については、施設の設置及び管理に関する条例の制定又は一部改正により対応することとなります。

ただし、個人情報の取扱い等全施設に共通する事項は、手続等条例において規定します。

なお、検証の結果、利用率や稼働率が低い場合や民間事業者と競合する事業を実施している場合等においては、設置目的等を優先した上で、最大限施設の有効活用が図られるよう、必要な条例改正等を検討するものとします。

(2) 指定期間の更新におけるPFI等の導入

本市においては、PFI等の導入に向けて、「PPP／PFIガイドライン」やその手引きなどを策定し、あらたな運営手法の導入に向けた環境整備を図っていきます。

指定期間の更新にあたっては、過去の実績を踏まえながらも、従前のサービスありきではなく、市民サービスのさらなる向上につながるような提案を求めていく必要があります。

そのため、指定管理施設の更新時は、新たな指定期間の開始前の3～4年前に、PFI等の新たな運営手法や施設の業務範囲等について検証するものとします。検証の結果、新たな運営手法を導入する場合は、方針を定め、サウンディング調査（マーケットサウンディング）を実施し、事業の適用性を判断します。

また、サウンディング調査を行う際には、施設等の課題点の洗い出しや新たなサービスの掘り起こしなど、必ず業務改善につながる調査を実施します。

新たな運営手法や施設の業務範囲等における有効性が判断された場合は、必要に応じて、実施方針法令の制定等を行い、民間事業者の選定等、具体的な導入手続きを進めていくものとします。

なお、PFI等の詳細については、国が示す「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」、「文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き」等を参照してください。

（３）公募の手続

募集（選定）要領及び業務仕様書は、企画政策課及び財務政策課と協議の上、各施設所管課において作成します。

公募にあたっては、市ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用し、公募期間中の早い時期に説明会を開催します。公募期間は、施設の規模や内容を勘案して個別に判断することとしますが、最低でも1か月は確保することとします。公募期間中に寄せられた質問に対する回答は公表し、公平性と透明性を確保するよう努めます。

申請書を受け付ける際は、直接各施設所管課への持参を原則とします。これは、申請書を受け付ける際に必要書類や記載事項を申請者立会いにより確認するためです。

ただし、事業所が遠方である等、やむを得ない場合は郵送等での提出を可能とします。

募集期間内に申請がない場合は、原則として再募集を行います。その際、新たな情報を提供するなど積極的に周知を行うように努めます。

なお、再募集にもかかわらず申請が無い場合は、当面直営とするか、適当な団体を任意に指定することとします。

（４）指定管理者審査委員会による審査

申請書類等に基づき、選定基準を満たしている者の中から最適な団体を

優先交渉権者として選定し、すべての申請団体に結果を通知及び公表します。なお、欠格条件に該当する者及び選定基準を満たさない者については失格とします。

また、審査委員が申請団体と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合は、審査に参加できないこととします。

(5) 議会の議決

指定管理者の指定にあたっては、次の項目について議会の議決が必要です。また、同時に債務負担行為の設定をします。

指定議案の内容（平成15年7月17日付け総行第87号総務省自治行政局長通知から記載）

ア 指定管理者が管理を行う公の施設の名称

イ 指定管理者となる団体の名称

ウ 指定の期間

エ その他（指定管理者の所在、指定管理者の概要等）

(6) 協定書の締結

指定管理者審査委員会で選定された団体は、市との協議後、議会の議決を経て正式に指定管理者となります。議会の議決後はすみやかに指定管理者として指定するものとし、その旨を告示します。

指定後、市と指定管理者は基本的事項を定める基本協定書を締結します。指定管理料の額や支払い方法などの細目的事項については、別に年度協定書を締結します。

基本協定書で定める事項（手続等条例第7条第2項）

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画に関する事項

ウ 利用料金に関する事項

エ 業務報告及び事業報告に関する事項

オ 本市が支払うべき管理費用に関する事項

カ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

キ 管理の業務を行うにあたって知り得た個人情報の取扱いに関する事項

ク その他市長が必要と認める事項

5 指定管理者に対するモニタリング

指定管理者制度を適切に運用していくため、指定管理者による管理の状況を継続的に把握、評価し、その結果に基づき施設の管理運営を改善していくことが重要です。

そこで、指定管理者による公共サービスの履行に関して、協定書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか、また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかどうかについての確認・評価を行い、その内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行って、管理運営の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等、必要な措置を講じます。

(1) 管理運営状況等の把握

指定管理者に対して事業報告書等を提出させ、施設の利用状況や管理運営の状況及び収支状況を確認するとともに、定期・不定期に実地調査を実施します。また、指定管理者においても、利用者等の要望や苦情を受け付ける仕組みを整備するほか、アンケート等の実施により当該施設に係る市民ニーズの把握を行います。

これらの結果を踏まえ、必要に応じて指定管理者に対して指導等を行うことがあります。

(2) 指定管理業務の評価・公表

実地調査の結果や指定管理者から提出された報告書等に基づき、毎年度、指定管理業務の評価を行います。なお、評価結果については、市のホームページに掲載し、公表します。

(3) 指定の取消し、業務の全部又は一部の停止

モニタリングの結果、指定管理者が市の要求する業務の基準を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合や市の指示に従わない場合は、指定の取消しや業務の全部又は一部の停止命令等の必要な措置を講じます。

6 指定管理者制度に係る基本的なスケジュール

指定管理者制度の導入及び指定管理者の事業評価の事務処理の標準的な流れは、次のとおりです。

(1) 指定管理者制度の導入

月		スケジュール 凡例：☆各施設所管課 ○企画政策課 □指定管理者
指定管理業務開始前	3、4年前から前年度まで	☆PFI等の新たな運営手法等や施設の業務範囲等を検討し、サウンディング調査を実施 ○指定管理業務検討会議 ・新たな運営手法等や業務範囲等の導入の可否 ・サウンディング調査の報告 ☆新たに指定管理者制度を導入する施設のほか、新たな運営手法等や業務範囲等を導入する施設の基本的な方針を決定
	前年度3月まで	☆新たな指定管理者制度の導入のほか、新たな運営手法等や業務範囲等の方針を決定 ○指定管理業務検討会議 ・指定管理者制度の導入の可否 ・指定管理業務の範囲、管理の基準、募集方法及び指定期間等に関する事項の検討 ☆指定管理者制度導入の決定及び指定管理業務の範囲、管理の基準、募集方法、指定期間等に関する事項の決定
	4月 5月	☆募集（選定）要領、業務仕様書、審査項目の作成（※公募の場合は募集要領、非公募の場合は選定要領となります。） ○審査要領の作成 ○指定管理業務検討会議 ・募集（選定）要領、業務仕様書、審査要領の検討 ☆施設の設置及び管理に関する条例、施行規則の制定・改正準備 （※新規指定管理者制度導入施設又は事業内容等の改正を要する施設のみ）

	6 月	☆議会 （※新規指定管理者制度導入施設又は事業内容等の改正を要する施設のみ） ・施設の設置及び管理に関する条例制定・改正 ☆施行規則の制定・改正 （※新規指定管理者制度導入施設又は事業内容等の改正を要する施設のみ）
	7 月	○指定管理者審査委員会 ・指定管理者の審査に係る諮問 ・施設の概要説明（現地見学） ・募集（選定）要領、業務仕様書、審査要領の決定
	8 月 9 月	○指定管理者の募集を非公募とする場合、非公募の理由の公表 ☆市ホームページ、広報紙などにて指定管理者の募集 ☆現地説明会の開催 ☆質問の受付及び回答作成 ☆回答の公表（市ホームページ） ☆申請書受付 ☆提出書類の確認
	10 月 11 月	○指定管理者審査委員会 ・書類審査及びヒアリング審査の実施 ・優先交渉権者の選定 ○審査結果の公表（市ホームページ） ☆優先交渉権者と協定内容や事前準備について協議 ☆指定議案及び債務負担行為の準備
	12 月	☆議会 ・指定議案、債務負担行為の設定の議決
	1 月	☆指定の通知 ☆指定の告示 ☆基本協定書作成 ☆指定管理者との協議、協定内容の合意 ☆指定管理者と基本協定の締結（年度内に締結すること）
	3 月	☆指定管理者と年度協定書の内容協議 ☆年度協定書の作成

指定開始	翌年度 4月 から	☆指定管理者と年度協定書の締結（毎年度4月1日） □指定管理者による業務の開始
------	-----------------	--

※状況に応じて、指定議案及び債務負担行為の設定を12月議会前に諮る場合もあります。

（２）指定管理者の事業評価

月		スケジュール 凡例：☆各施設所管課 ○企画政策課 □指定管理者
指定開始後	4月	□年次事業評価書（自己評価）の提出（指定管理者から施設所管課へ） ☆報告書類の点検、実地検査、モニタリングの実施、評価
	5月	☆年次事業評価書（内部評価）の提出（施設所管課から企画政策課へ）
	6月	○指定管理業務検討会議 ・年次事業評価（内部評価）の検討
	7月	○指定管理者審査委員会 ・年次事業評価の決定（第三者評価） ○評価結果の公表（市ホームページ）

※新規指定管理者制度導入施設の場合は、2年目から評価を行います。